

学校いじめ防止基本方針



平成27年度
藤岡市立鬼石中学校

藤岡市立鬼石中学校「学校いじめ防止基本方針」

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、心と体の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら傍観者となることがないように、いじめの問題に関する生徒の理解を深めることを中心として、いじめの防止等のための対策を行う。

(いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。見過ごしてはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習等の活動に取り組むことができるように、保護者や他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことを掲げ、組織的に取り組む。
- (イ) 生徒の豊かな心を培い、心の通うコミュニケーション力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 市内小中高等学校及び校区内小学校との連携を図り、いじめ防止に関する生徒が主体的に行う生徒会活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止に関する理解を深めるために、道徳、学級活動等の時間を利用しいじめに関する問題を取り上げた学習をしたり、年2回の人権集中学習期間を設けて人権作文・標語の作成や集会を実施したりする。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、生徒に対して定期的な調査を次のとおり実施する。

① 生徒対象のアンケート調査

いじめのアンケート 年8回 4、5、7、9、10、12、1、3月

QUテスト 年2回(6月、12月)

② 二者面談による生徒からの聞き取り調査

年3回（5月、11月、2月）

（イ）いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

① スクールカウンセラーの活用

② 教育相談担当者によるいじめ相談

（ウ）いじめの防止等のための職員の資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を計画的に実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

③ 教護教諭による悩み相談

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、道徳の時間や学級活動において情報モラルに関する学習を計画的に行うとともに、外部講師を招きインターネットや携帯電話の情報モラル講習会を行う。

（2）いじめ防止等に関する措置

ア いじめの防止等の対策のための組織「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー)

〈活動〉

①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）

②いじめ防止に関すること。

③いじめ事案の対応に関すること。

④いじめの問題に関する生徒理解を深めること。

〈開催〉

週1回(SCは隔週参加)を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

（ア）いじめに関する相談を受けた場合は、すみやかに事実確認を行う。

（イ）いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめをうけた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

（ウ）いじめを受けた生徒等が安心して学校生活を送るために必要があると認められると

きは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。

(エ) いじめの関係保護者間に争いを生じさせないように、いじめに関する情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

ア 重大事案が発生した旨を、藤岡市教育委員会に速やかに報告する。

イ 藤岡市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

エ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。

イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。

◇対応図

